

県民のがんを含む病気の早期発見及び早期治療に資するための取組に関する覚書

全国健康保険協会広島支部を甲とし、広島県を乙として、甲と乙は相互に協力し、県民のがんを含む病気の早期発見及び早期治療に資するための取組の推進に関し、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 この覚書は、甲と乙が生活習慣病予防健診の受診率向上に向けた取組を連携して進めることにより、県民のがんを含む病気の早期発見及び早期治療に資することを目的とする。

(取組)

第2条 甲と乙はそれぞれ相互に協力し、次の取組を行う。

- (1) 甲は、事業所に対し、自主的に生活習慣病予防健診の受診勧奨等の取組を行うとともに、生活習慣病予防健診の対象者 30 人以上の事業所の情報を乙に提供する。
- (2) 乙は、前項の規定により甲から提供された情報を基に個別事業所訪問するなど、生活習慣病予防健診の実施に向けた取組への働きかけを行う。また、乙は本取組に関する活動状況等について甲に情報提供を行う。
- (3) 甲と乙は本取組に対して、相互に連携・協力を行う。

(覚書の破棄)

第3条 甲と乙のいずれかが、この覚書の破棄を申し出たときは、破棄することができる。ただし、申出者は1か月前に相手に対し通知するものとする。

(覚書の有効期間)

第4条 この覚書の有効期間は、覚書を締結した日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲と乙のいずれからも申出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(個人情報の共同利用)

第5条 第1条の目的を推進するために必要となる甲の保有する個人情報（甲の保有する事業所の情報を含む。以下同じ。）を乙に提供する場合、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第27条第5項第3号に基づき、乙は当該個人情報を甲と共同して利用するものとし、共同利用する個人情報の範囲は次のとおりとする。

また、甲と乙は個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第27条第5項第3号に定められた必要事項についてホームページ等に掲載し、本人が知り得る状態に置くこと。

- (1) 事業所記号
- (2) 事業所名・事業所所在地（郵便番号を含む）・電話番号
- (3) 事業所の当該事業年度と前年度の 40 歳以上被保険者数及び生活習慣病予防健診の受診者数

(個人情報の保護)

第 6 条 甲と乙は、この覚書に基づく取組の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）その他個人情報の保護に関する法令等を遵守することに加え覚書別紙「県民のがんを含む病気の早期発見及び早期治療に資するための取組における個人情報の取扱い事項」に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。この覚書が終了し、または破棄されたのちにおいても同様とする。

(その他)

第 7 条 この覚書に定める事項を変更しようとするとき、この覚書に定めのない事項で定めをする必要が生じたとき、またはこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙が記名・押印のうえ、各自その 1 通を所持する。

なお、この覚書をもって、令和 2 年 7 月 2 日締結の「県民のがんを含む病気の早期発見及び早期治療に資するための取組に関する覚書」は破棄する。

令和 6 年 11 月 1 日

甲 広島市東区光町 1 丁目 10 番 19 号
全国健康保険協会 広島支部
支部長 松原 真児

乙 広島市中区基町 10 番 52 号
広島県
県知事 湯崎 英彦

県民のがんを含む病気の早期発見及び早期治療に資するための
取組における個人情報の取扱い事項

甲と乙は取組の遂行上知り得た個人情報については以下のとおり取り扱うこと。
また、関係法令を遵守すること。

1. 就業規則等の整備

就業規則等において、以下に掲げる事項を当該取組の開始までに定めること。

- (1) 個人情報の取扱いに係る取組に関する取扱規程等
- (2) 個人情報の取扱い状況の点検及び監査に関する規程等
- (3) 個人情報の取扱いに関する管理者等及び従事者の役割・責任に係る規程等
- (4) 個人情報の取扱いに関する規程に違反した管理者等及び従事者に対する処分の内容

2. 体制の整備等

- (1) 本取組の円滑かつ確実な実施、本取組に従事する者の服務等の監督及び個人情報の適切な取り扱いを行うための体制及び責任者を定めること。
- (2) 本取組に従事する者以外の者に本取組を行わせないこと。
- (3) 本取組に従事する責任者及び従事する者の使用者として法令上のすべての責任及び監督の責任を負うこと。
- (4) 個人情報の漏洩等の問題が発生した場合における報告連絡体制を整備すること。
- (5) 本取組に従事する責任者等から、個人情報の取扱い規程違反等、不適切な個人情報の取扱いに係る報告があった場合には、速やかにその改善を行うこと。
- (6) 本取組の開始までに、個人情報の漏洩等が発生した場合における原因調査、再発防止及び事後対策等の検討のための対応体制を整備すること。

3. 従事者の監督・教育

- (1) 責任者は、上記 1 及び 2 を遵守させるよう、従事者に対し必要かつ適切な監督をしなければならない。なお、「従事者」とは、当該取組者の指揮命令を受けて取組に従事する者すべてを含む。
- (2) 責任者は、従事者へ取り扱う個人情報の適切な保護が確保されるよう、従事者に対する教育研修の実施等により、個人情報を実際の取組で取り扱うこととなる従事者の啓発を図り、従事者の個人情報保護意識を徹底させること。

4. 秘密の保持

- (1) 本取組を信義誠実に行之、本取組に関連して知り得た秘密について、他に漏らし又は目的外に利用してはならない。

- (2) 本取組に従事する者と、本取組にかかる個人情報の漏洩及び目的外利用を禁じた誓約書を提出させる等により、秘密の保持等の管理体制を整備すること。なお、誓約書等は、退職後も有効とすること。
- (3) 上記(1)の規定に違反したものについて、就業規則等に従い厳正な処分を行い、その内容を甲は乙に、乙は甲に報告すること。
- (4) 上記(1)から(3)は、この覚書が終了し、または破棄されたのちにおいても同様とする。

5. 個人情報の保管場所等に係る保護措置

- (1) 本取組の実施に係る個人情報の保管場所については、施錠等のできる場所に安全に保管すること。
- (2) 取組履行場所及び保管場所については、個人情報保護のための措置が講じられていなければならない。

6. 個人情報の適正な取り扱い

- (1) 本取組の実施に関し入手したすべての情報について、目的外利用等を行わないこと。
- (2) 本取組において個人情報の受渡及び返却については、セキュリティ便等を利用した配送とすること。
- (3) 個人情報や機密情報は本取組における作業場以外に持ち出してはならない。ただし、甲と乙が協議のうえ必要と認めた場合はこの限りではない。
- (4) 本取組の実施に関し入手した個人情報の全部または一部の複写複製等を行わないこと。ただし、甲と乙が協議のうえ必要と認めた場合はこの限りでない。
- (5) 個人情報や機密情報を作業場以外に持ち出す必要がある場合及び複写複製等が必要な場合は、あらかじめ甲と乙が協議のうえ、決定する。
- (6) 本取組の実施に関して入手した個人情報や機密情報（前項において複写複製等を行ったものも含む。）を善良な管理者の注意をもって管理し、本取組が終了し、又は解除された後は、甲及び乙が責任をもって焼却または裁断等復元が困難な消去方法により速やかに廃棄すること。ただし、甲と乙が協議のうえ、返還することとした場合、速やかに甲は乙へ、乙は甲へ返還することとする。
- (7) 上記(1)～(6)までを遵守するための措置を講じること。

7. 個人情報の取扱い状況に係る点検及び監査

個人情報の取扱い状況に係る点検及び監査を実施すること。

8. 個人情報の返還

本取組の実施に関し入手した個人情報について、指示があった場合は、甲は乙に、乙は甲に速やかに返還すること。

9. 個人情報の漏洩等の事案の発生時における対応に関する事項

- (1) 本取組の処理において、事故が発生した時は、直ちに甲は乙に、乙は甲に報告し、指示を受けるとともに、その後、速やかに事故内容等の詳細を文書にて報告すること。
- (2) 本取組の実施に関して、個人情報の滅失、き損、漏洩または個人情報の漏洩が疑われる事象等が発生した時は、直ちに甲は乙に、乙は甲に報告し、指示を受けるとともに、その後、速やかに発生した事象等の詳細を文書にて甲に報告すること。
- (3) 上記(1)及び(2)に規定する事故等が発生した場合に対応するための体制を整備すること。